

## 防府市高齢者・身体障害者福祉電話貸与要綱

平成7年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、本市内に居住するひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し電話回線等の貸与を行うことにより、ひとり暮らし高齢者等の社会との隔絶による孤独感をいやすとともに、その安否を確認するなどひとり暮らし高齢者等の事故を防止し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、高齢者・身体障害者福祉電話（以下「福祉電話」という。）とは、次条に規定する対象者に対し貸与する電話回線等とする。

### (対象者)

第3条 「福祉電話」の貸与を受けることができる者は、本市内に居住するもので、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者であって、所得税が課税されておらず、現に電話回線を所有していない者
- (2) ひとり暮らし又はこれに準ずると認められる重度身体障害者であって、所得税が課税されておらず、現に電話回線を所有していない者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

### (貸与の申込み)

第4条 福祉電話の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市高齢者・身体障害者福祉電話貸与申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

### (決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに貸与の可否を決し、防府市高齢者・身体障害者福祉電話貸与決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (費用負担)

第6条 福祉電話の設置及び取り外しの費用は、市の負担とする。その他の移

転費用等については、前条の規定により福祉電話の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

- 2 福祉電話の維持に要する経費のうち、通話料金（通話料金の割引サービス等に係る定額料を含む。）については利用者の負担とし、その他の料金は市の負担とする。

（福祉電話の管理等）

第7条 利用者は、貸与された福祉電話を常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

- 2 利用者は、貸与された福祉電話を他に譲渡し、転貸し、担保に供する等貸与の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償等）

第8条 利用者は、貸与された福祉電話の破損又は滅失があったときは、速やかにその状況を市長に報告するとともに、天災等特別の事情がある場合を除き、利用者の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（届出）

第9条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名の変更があったとき。
- (2) 福祉電話を必要としなくなったとき。

（貸与の中止）

第10条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、福祉電話の貸与を中止することができる。

- (1) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 特別の事情がある場合を除き、第6条第2項に規定する通話料金を長期間支払わなかったとき。
- (3) 長期入院、施設入所等福祉電話を必要としなくなったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 防府市老人・身体障害者福祉電話設置事業実施要領（昭和52年4月1日実施。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 旧要領第8項の規定により貸与の決定を受けた者に係る福祉電話については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

防府市高齢者・身体障害者福祉電話貸与申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

氏名 (署名)

生年月日 M・T・S 年 月 日

下記のとおり、福祉電話の貸与を受けたいので申請します。

また、本申請の決定にあたり税務事務を所管する機関等に対し、必要な事項について調査することに同意します。

1 健康状態

(1) 主な傷病名

(2) 症 状

(3) 主 治 医

2 所得の状況

(1) 収入の種別

(2) 収入月額

3 主な扶養義務者

(1) 住 所

電 話

(2) 氏 名

続 柄

4 民生委員の意見

担当民生委員氏名 (署名)

(第2号様式)

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

防府市長

印

防府市高齢者・身体障害者福祉電話貸与(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉電話の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 次の条件により貸与します。

- ・ 設置日 年 月 日 午前・午後  
設置(宅内工事)の際は、必ず立ち会いをお願いいたします。
- ・ 貸与する電話番号 ー

2. 次の理由により申請を却下します。

取扱：  
( 号館 階)  
担当：  
電話：